

策定：平成23年 3月25日
計画期間変更：平成27年 3月31日
目標変更：平成28年 4月 1日

一般事業主行動計画

酒田共同火力発電株式会社

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年4月1日～平成33年3月31日までの10年間
(当初計画期間：平成23年4月1日～平成27年3月31日)

2. 内容

目標1：小学校3年生の年度末に達するまでの子を養育する従業員に対して、子の看護休暇制度を周知徹底し、促進を図る。

<対策>

- 平成23年4月 特別管理職に対し制度の説明を実施
- 平成23年5月 特別管理職が部下に制度を周知
- 平成27年5月～6月 特別管理職に対し本制度10ヵ年延長の趣旨説明を実施
- 平成27年6月 特別管理職が部下に本制度を再周知
- 平成28年4月 特別管理職が部下に制度拡大の周知を実施した。

目標2：普通休暇の切捨てが発生しないような休暇取得の促進を図る。

<対策>

- 平成23年4月～ 特別管理職が促進方法の検討
- 平成23年6月 促進方法を決定
- 以降四半期毎 特別管理職が取得状況を確認・取得促進を従業員に周知
- 平成27年5月～6月 特別管理職に対し本制度10ヵ年延長の主旨説明を実施
- 平成27年6月 特別管理職が部下に本制度を再周知

以上

※一般事業主行動計画とは

次世代育成支援対策推進法(次世代を担う子供達が健やかに生まれ育つ環境をつくること)が平成15年7月に成立し、平成17年4月1日に施行されました。

これに基づき一般事業主行動計画の策定や届出が必要となりました。

行動計画には、(1)計画期間(最長10年)、(2)目標、(3)目標を達成するための対策とその実施時期の3つを定めなければなりません。

この法律は、平成27年3月31日までの時限立法として成立しました。

当初、従業員数が301人以上の企業が義務でそれ未満の企業は努力義務でしたが、平成23年4月1日からは101人以上の企業が義務となり、当社も制定しました。

その後、法律の有効期限が平成37年3月31日まで延長となりました。

参考ホームページ：21世紀職業財団「両立支援のひろば」<http://www.ryouritsushien.jp/>